

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）11月26日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第38条第3項第1号中「地こう」を「ピット」に、「をする」を「を設ける」に改め、同号ただし書中「カタビラ」を「カタピラ」に改め、同項第2号中「する」を「設ける」に改める。
- (2) 第74条の11の表20の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備等を行うため、本案を提出する。